

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

市町村名 (市町村コード)	静岡市 (221007)	
地域名 (地域内農業集落名)	南部地区 (有東・小鹿・池田・聖一色・栗原・国吉田・曲金・小黒・八幡・中吉田・谷田・平沢・西平松・中平松・青沢・古宿・安居・根古屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月30日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

静岡市の南部に位置しており、駿河湾に面した沿岸部は古くから石垣イチゴや葉ショウガの産地として発展してきた。一方、内陸部では果樹や野菜をはじめとした様々な作物が生産されている。地区内は基盤整備地をはじめとした平坦な農地がみられるが、傾斜地に位置する農地も多くイノシシやシカをはじめとした鳥獣被害の影響がある。農業者の高齢化や減少、後継者不足も進行しており、将来的な担い手の確保は解決すべき大きな課題であると言える。

【地域の基礎データ】認定農業者:37名(個人35名、法人2名) 主な作物:イチゴ、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業を担う者(担い手)がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進しながら、地域の農業を担う者を地域内に限らず確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	132.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	126.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。
 以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年9月10日実施)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
 ・静岡市駿河区安居413-1 577㎡

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあつせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカ等の鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

市町村名 (市町村コード)	静岡市 (221007)
地域名 (地域内農業集落名)	長田地区 (向敷地・手越・手越原・寺田・鎌田・上川原・丸子新田・東新田・下川原・広野・小坂・大和田・青木・石部・用宗・宇津ノ谷・逆川・赤目ヶ谷・舟川・二軒屋・大鈿・元宿・泉ヶ谷・丸子(一丁目～五丁目)・沢川・戸斗ノ谷・宗小路・細工所・井尻・佐渡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月30日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

静岡市の西に位置する長田地区は、沿岸部における果樹、傾斜地を活用した柑橘やお茶、平坦地においては施設野菜や露地野菜などの多様な作物が生産されている。

特に全国一、二を争う早出しの桃の産地として知られる”長田の桃”や、日当たりのよい傾斜地で生産される小坂のみかん、丸子地区で生産されているお茶など静岡市を代表する作物を多く生産する地区である。

その一方で、地区全体として農業者の高齢化や減少も進行しており、将来的な担い手の確保(特に新規就農者の確保や育成)は解決すべき大きな課題であると言える。また、小規模の基盤整備を行うことにより地域の農業を担う担い手の作業の効率化や規模拡大につながるような将来的なビジョンを描くことも必要である。

【地域の基礎データ】

認定農業者 26経営体(個人25経営体、法人1経営体) 主な作物:果樹、柑橘、茶、施設野菜 など

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業を担う者(担い手)がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進しながら、地域の農業を担う者を地域内に限らず確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	321.25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	314.30 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
- ⑤ 全国一、二の早出しの桃として知られる”長田の桃”の産地維持や収量拡大に向けた担い手の確保や基盤の整備を検討する。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。また、一体的な防止策を行っていく。
- ⑩ 農作業の効率化や機械化による省力化を図るため、園内道の整備などを検討・推進する。